



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 塩 野 義 製 薬 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 手 代 木 功  
(コード番号 4507)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 高 木 浩 樹  
TEL (06) 6202-2161

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 150 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 25 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 32 条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部について、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 24 日

以 上

#### [お問合せ先]

塩野義製薬株式会社 広報部

大阪 TEL : 06-6209-7885 FAX : 06-6229-9596

東京 TEL : 03-3406-8164 FAX : 03-3406-8099

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 25 条 (<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第 25 条 (<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 32 条 (<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第 32 条 (<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

以上